

# 平成28年7月から被扶養者の 認定基準及び取扱いを一部変更いたします！⑥

～ 今月は、既に認定している被扶養者の取扱いについてお知らせします ～

「認定基準及び取扱い」を一部変更するに伴いまして、新規に認定される方と既に認定されている方の均衡を図るため、公正な取扱いとなるよう既に認定されている被扶養者について、次の内容を確認させていただきます。

## ■ (1) 仕送りを要件とする被扶養者について

- ア. 現在、認定要件に仕送りが含まれている方を扶養している組合員には、仕送り額の取扱い変更に係る通知を所属所を通じて送付することを予定しております。
- イ. 平成28年7月1日以降は、当該基準に基づく仕送り額が扶養認定の要件となりますので、要件を満たす仕送り額に変更いただくとともに、後日、改めて仕送り額に関する書類(送金証明書等)を提出していただきます。  
なお、次に該当しない場合は、被扶養者資格を継続できなくなりますのでご注意ください。

仕送り額は、別居の認定対象者の収入額を上回る額とし、かつ、その合算額が130万円以上になること。



## ■ (2) 年間収入が組合員の収入の1/2を超える被扶養者について

認定基準の変更に伴い被扶養者の年間収入が、組合員の年間収入の1/2を超える場合は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しないため、認定取消となります。  
なお、この取扱いについては、平成28年度扶養状況調査の際の提出書類を確認し認定要件を欠くこととなった場合は、所属所を通じて通知します。

組合員の年間収入=基本給料月額×12月×1.25(手当率)+賞与相当分



## ■ (3) 父母または父母いずれかが被扶養者となっている場合について

夫婦相互扶助の観点から父母の収入を合算し、基準で定める「父母等の被扶養者資格収入基準額」以内であることを確認させていただき、基準額を超える場合は、所属所を通じて通知いたします。



## ■ (4) 認定基準の変更に伴う資格喪失の取扱いについて

提出いただいた書類等により(1)～(3)に該当し認定要件を欠くこととなった場合は、取消申告書を提出いただきます。なお、取消日は平成29年1月1日を予定しております。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306